

## 船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年11月15日 05時40分ごろ
発生場所	新潟県長岡市の信濃川 江戸尻四等三角点から真方位283°800m付近 (概位 北緯37°34.6′ 東経138°49.8′)
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年11月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート（船名なし）、5トン未満（長さ3.29m）
船舶番号、船舶所有者等	250-36669東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 水象：水面 平穏 長岡市には、11月15日04時27分に強風注意報が発表され、 本事故時も継続中であった。 日出時刻：06時24分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、かもの狩猟を 行う目的で出航した。 本船は、同乗者1人が船首部、同乗者2人が船体中央部に乗り、船 長が右舷船尾部で船外機を操作し、定員を超えて乗船しており、乾舷 が減少した状態で航行していたところ、右舷側に転覆した。 本船は、船長及び同乗者3人が自力で川岸にたどり着き、付近にい た船舶2隻によって川岸にえい航された。 船長及び同乗者3人は、救命胴衣を着用していなかった。 本船は、約1年前に中古で購入されたが、本事故当時、有効な船舶 検査証書を受有していなかった。
分析	本船は、定員を超える人員が乗船していたことから、航行中にバラ ンスを崩し、右舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、定員を超える人員が乗船していたため、 航行中にバランスを崩し、右舷側に転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・定員を超えて乗船しないこと。 ・小型船舶は、風波の影響を受けやすいので、強風注意報等が発表

されているときには、堪航性に配慮すること。

- ・救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。
- ・船舶検査を受けていない船舶は、航行の用に供してはならない。